

土地の形質の変更（措置）に係る計画書 記載事項

1 概要

- 1.1 工場又は事業場の名称
- 1.2 土地の形質の変更を行う土地の所在地（地番・住居表示）
- 1.3 工場又は事業場の面積、要措置区域等の面積及び土地の形質の変更の対象面積（㎡）
- 1.4 土地の形質の変更の目的（措置も実施する場合は、その内容も併せて記載）
- 1.5 土地の形質の変更の種類（措置も実施する場合は、その内容も併せて記載）
- 1.6 土地の形質の変更の実施者及び土地の所有者等
- 1.7 土地の形質の変更の工事施行者
- 1.8 土地の形質の変更の実施期間（着手日・完了日）（工程表を添付）
- 1.9 参考法規等

2 土地の状況、土地の形質の変更の範囲及び内容

2.1 調査結果及び基準不適合範囲（面積、深度及び土量）

土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない特定有害物質の種類及び濃度（土壤溶出量基準不適合、第二溶出量基準不適合、土壤含有量基準不適合）を記載する。
 深度調査が実施されていない単位区画がある場合、その区画の基準不適合深度設定の考え方を記載する。

2.2 土地の形質の変更の施行方法、施行工事の流れ、対象区画及び範囲（面積、深度及び土量）

以下の図面を添付すること
 ・土地の形質の変更をしようとする基準不適合範囲の状況を明らかにした図面
 ・土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

基準不適合範囲から基準不適合土壌を搬出する場合は上記図面に以下の内容を明記すること
 ・搬出基準不適合土壌の体積を記載する。複数の特定有害物質に汚染された搬出基準不適合土壌の場合には、特定有害物質ごとに搬出基準不適合土壌の体積を記載する。
 なお、複合基準不適合土壌の場合には、例えば、「複合（トリクロロエチレン並びに鉛及びその化合物）：150m³」と記載する。

※基本留意事項（法施行規則第53条1号、2号、4号相当）

次の事項について確認するとともに、基準に適合する計画となっていることを計画書に記載すること。

- 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が形質変更時要届出区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更（施行管理方針の確認を受けた土地の形質の変更を除く。この条において同じ。）の施行方法が第40条第2項第1号の環境大臣が定める基準に適合すること。
- 前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等（飛散、揮発、又は流出）を防止するために必要な措置を講ずること。
- 土地の形質の変更を行った後、法第7条第4項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が

講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

3 土地の形質の変更に伴う措置の内容

- 3.1 措置方法の選定
- 3.2 措置の施行方法及び措置工事の流れ（平面図、立面図及び断面図も記載）
- 3.3 措置完了確認方法及び措置実施後の効果の維持の確認方法
- 3.4 措置の終了後における当該土地の利用の方法

以下の図面を添付すること
・土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面

4 埋め戻し土の性状の確認

4.1 埋め戻し土の性状の確認方法

5 土地の形質の変更に係る周辺環境保全配慮方法

- 5.1 粉じん対策
- 5.2 粉じんモニタリング

粉じん管理値を設定して管理する旨記載（粉じん管理値の設定根拠も記載）
粉じん管理値を超過した時の措置を記載
粉じんモニタリング実施場所（敷地境界部分4方向等）を図示

- 5.3 工事に伴う基準不適合土壌持ち出し対策
- 5.4 排水等対策
- 5.5 騒音・振動・悪臭対策
- 5.6 廃棄物対策
- 5.7 その他工事に伴う対策

6 その他土地の形質の変更に係る計画に関する書類（上記以外に必要な資料があれば）

1～5以外に、土地の形質の変更に係る計画に関して説明する必要がある場合は、関係書類を添付する。

基準不適合土壌の搬出（処理）を伴う場合には7以降の内容も記載する。

7 概要（基準不適合範囲からの基準不適合土壌の搬出）

- 7.1 基準不適合土壌の搬出の内容
- 7.2 基準不適合土壌の搬出の実施者及び土地の所有者等
- 7.3 基準不適合土壌の搬出の工事施行者
- 7.4 基準不適合土壌の搬出の実施期間
 - 7.4.1 基準不適合土壌の搬出の着手予定日
 - 7.4.2 基準不適合土壌の搬出完了予定日
 - 7.4.3 基準不適合土壌の運搬完了予定日
 - 7.4.4 基準不適合土壌の処理完了予定日

基準不適合土壌の搬出が完了する予定日を記載する。

基準不適合土壌の運搬が完了する予定日を記載する。

基準不適合土壌を処理する施設において基準不適合土壌の処理が完了する予定日を記載する。

7.5 参考法規等

8 基準不適合土壌の運搬の方法

- 8.1 基準不適合範囲から基準不適合土壌を処理する施設までの自動車等ごとの運搬経路の概要
- 8.2 運搬フロー

基準不適合範囲から基準不適合土壌を処理する施設までの基準不適合土壌の流れをフロー図で示す。

8.3 緊急連絡体制表

規則第 65 条第 2 号には、「特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、及び地下へ浸透し並びに悪臭が発散したときは、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。」と規定されている。

運搬中に飛散等が発生した場合、その被害及び影響を最小限とするための対策が講じられる必要があることから、緊急時連絡体制表を整備し、添付する。

また、運搬を行う場合、運搬中の事故等の未然防止に努める必要がある。また、基準不適合土壌の積込み、荷卸し等の作業、積替え・保管、運搬中の事故により、生活環境への影響又は作業員等の健康被害が生じないように、これらの事故等を未然に防止することが重要である。

そこで、下記に示す作業員への教育方法等を示した資料を添付する。

- ① 事故等の対応について
- ② 作業員の暴露及び運搬中の汚染拡散防止について

9 基準不適合土壌を運搬する者の氏名又は名称

運搬受託者の氏名又は名称を記載する。

10 基準不適合土壌を処理する者の氏名又は名称

【基準不適合土壌を処理する者の氏名又は名称】

基準不適合土壌を処理する基準不適合土壌を処理する施設の名称を記載する。複数の施設へ搬出される場合には汚染物質ごとや汚染濃度ごとに施設の名称を記載する。

11 基準不適合土壌を処理する施設の所在地

【基準不適合土壌を処理する者の氏名又は名称】

9で記載した基準不適合土壌を処理する施設の所在地を記載する。複数の施設へ搬出される場合には各々記載する。

12 自動車等の所有者の氏名又は名称及び連絡先

自動車、貨車、船舶など、基準不適合土壌の運搬に用いる自動車等の全ての所有者の名称、住所、電話番号を記載する。

搬出する基準不適合土壌の汚染物質ごとに記載することが望ましい。

また、別添として、搬出する汚染土壌の運搬に用いる自動車等を一覧表にし、その車体の形状、飛散等を防止する構造等を記載する。

13 工事实施体制及び連絡先

14 基準不適合土壌の運搬に関する基準に基づき運搬する事を示す書類及び図面

土壌汚染対策法施行規則第 65 条(運搬に関する基準)に準じて、基準不適合土壌の運搬に関する基準への対応方法を記載する。

汚染土壌の運搬に関する基準への対応（法規則第 65 条 1～5、10、13～15 号相当）

（運搬に関する基準）

法第 17 条第 1 項の規定による基準不適合土壌の運搬の基準は、次のとおりとする。

- 運搬は、次のように行うこと。
 - ・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散、揮散及び流出等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。
 - ・ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が飛散等をし、若しくは地下へ浸透し、又は悪臭が発散したときは、当該運搬を中止し、直ちに、自動車等又は保管施設の点検を行うとともに、当該特定有害物質を含む固体の回収その他の環境の保全に必要な措置を講ずること。
- 自動車等及び運搬容器は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透並びに悪臭の発散のおそれのないものであること
- 運搬の用に供する自動車等の両側面に基準不適合土壌を運搬している旨を日本産業規格 Z8305 に規定する 140 ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該基準不適合土壌に係る管理票（汚染土壌処理業に関する省令第 5 条第 23 号 及び第 13 条第 1 項第 1 号 に規定する場合にあつては、第 5 条第 23 号の管理票をいう。以下この条において同じ。）を備え付けること。
- 混載等については、次によること。
 - ・ 運搬の過程において、基準不適合土壌とその他の物を混合してはならないこと。
 - ・ 運搬の過程において、基準不適合土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならないこと。
- 基準不適合土壌の荷卸しは、提出した計画書に記載された場所以外の場所で行ってはならないこと。
- 管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。
- 管理票の交付又は回付を受けた者は、基準不適合土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に基準不適合土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。
- 当該基準不適合土壌の運搬を他人に委託してはならないこと。